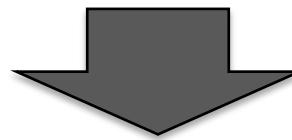


保育施設に求められる役割と責任

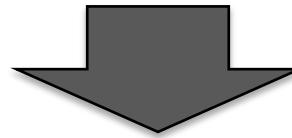
保育所とは？

- ◆ 保育に欠ける園児の保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とし、園児の福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

その目的を達するため、保育の専門性を有する職員が、養護・教育を一体的に行う施設。



保護者に代わって保育するのが保育所である以上,
保護者と同様に園児の安全に配慮することは当然。
さらには、その専門性からより高い義務を求められる。



保育園には、園児に対する高度の安全配慮義務が課されている。

園児に対する安全配慮義務

裁判例でも・・・

「保育には、専門的な知識技術を習得して国家資格を持った保母(保育士)が当たるのであるから、預かった幼児の生命身体の安全には、医療専門家のレベルまでは要求されないものの、一般の親権者以上の専門的な配慮をすべき義務がある」

(岡山地裁平成18年4月13日判決)

園児に対する安全配慮義務

「(保育園の)監督義務の範囲は、当該行為を全く予期しない等の特別な事情がない限り保育園における保育およびこれに随伴する生活関係によぶものというべきである」

(和歌山地裁昭和48年8月10日判決)

園児に対する安全配慮義務

「5歳前後の幼児に対し口頭で注意を与えていただけでは、到底園児の安全を守る義務を果たしたとは解することはできない」

(東京地裁昭和45年5月7日判決)

「園児らに常日頃注意していたとしても、園児らの年齢に鑑みると、そのような注意を与えていたからといって、安全配慮義務を果たしたとは到底認められない」

(東京地裁平成19年5月10日判決)

では、園児に対する安全配慮義務に違反した場合、施設側はどのような法的責任を負うのでしょうか。

(1) 刑事責任

責任を問われるのは、保育士、園長などの個人
(施設の経営主体である社会福祉法人、会社などは、
刑事責任の対象ではない)

保育事故では、多くの場合、業務上過失致死傷罪
の責任を負うかが問題とされる。

業務上過失致死傷罪

→ 5年以上の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

(1) 刑事責任

業務上過失致死傷罪の成立要件

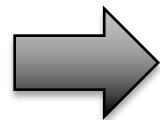
① 業務上必要な注意を怠ったこと

→ 業務上の「過失」があったこと

② それにより、人を死傷させたこと

(1) 刑事責任

では、「過失」とは？



注意義務違反

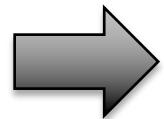
※ 注意義務違反

事故を予見できたのにこれを怠り,

結果(事故)を回避することができたのにこれを怠ったこと

(1) 刑事責任

どのような注意義務を負うか？



その者の地位や立場によって異なる

(1) 刑事責任

例えば、

園内でのプール活動・水遊び

- 監視役の職員

園児が事故に遭わないように監視する義務 を負う

- 監視役の職員を監督する立場にある者(主任, 園長)

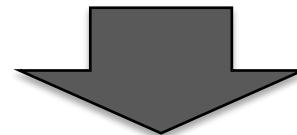
監視役の職員に対し必要な研修を行う義務や、
十分な監視体制を整える義務などの監督義務 を負う

注意義務の程度は？

→ 一般的には、社会通念(社会常識)が基準となる。

ex. 監督官庁や業界団体のガイドライン

求められる注意義務の程度は、不変ではない



例えば、ある事故をきっかけに、新たなガイドラインが定められた場合、そのガイドラインで示された内容が、その後の注意義務の基準となる可能性がある。

例えば、神奈川県の幼稚園のプール事故

2011.7.11, 神奈川県大和市の私立幼稚園で、3歳の園児が
プール活動中に溺死。

プールは、直径約4～4.5メートルの楕円形。
水深は約21センチ。

園児とプール活動を行う教諭の外に、監視役は置かれて
いなかった。

園長に対する刑事裁判で、**検察官は**

園長には、複数監視体制をとる義務があったのに、
これに違反して監視役を置かなかったから有罪である

と主張。

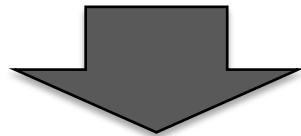
裁判所は

園長が複数監視体制をとっていなかったことが、
園長として求められる注意義務に違反するとまではいえない

と判断して、**無罪**とした。

このプール事故の後、
プール活動・水遊びの指針の見直し

2014年6月、厚労省
「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う
場合の事故の防止について」



「監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者と
プール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を
明確にすること」

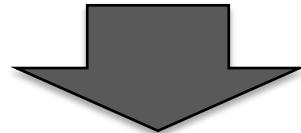
この指針が示されたことにより、

複数監視体制をとることが注意義務の基準とされる
と考えられる。

(　＝　単独監視では、注意義務違反となる可能性が高い)

(2) 民事責任

園児の安全に十分配慮すべき義務に違反して、園児・保護者に損害を及ぼしてしまった場合、「債務不履行責任」や「不法行為責任」という責任が成立する。



安全配慮義務に違反した責任

園児・その保護者に対する損害賠償義務を負う。

(2) 民事責任

民事責任を問われるるのは、

- **保育園の運営主体**(社会福祉法人, 会社など)
- 過失により園児に損害を与えてしまった**保育士**
- 保育士本人を監督する立場にあった**園長, 主任など**
- **社会福祉法人の役員等**(社会福祉法改正により新設)